



平成26年 2月19日

各 位

会 社 名 PGMホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 神田 有宏
(コード番号：2466、東証第1部)
問合せ先 財務部長 馬 源
(TEL. 03-6408-8800)

支配株主等に関する事項について

当社の親会社である株式会社平和について、支配株主等に関する事項は、下記のとおりとなりますので、お知らせいたします。

記

1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）又はその他の関係会社の商号等
(平成25年12月31日現在)

| 名称 | 属性 | 議決権所有割合（％） | | | 発行する株券が上場されている金融商品取引所等 |
|--------|-----|------------|-------|-------|------------------------|
| | | 直接所有分 | 合算対象分 | 計 | |
| 株式会社平和 | 親会社 | 80.39 | 0.00 | 80.39 | 株式会社東京証券取引所 市場第一部 |

2. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

- (1) 親会社等の企業グループにおける当社の位置づけ、親会社等やその他のグループ企業との取引関係や人的・資本関係

株式会社平和は、当社議決権の80.39%を所有する親会社です。当社及び親会社等の企業グループの中核事業は遊技機事業及びゴルフ事業であり、当社はそのうちゴルフ事業を行っております。

人的関係につきましては、以下のとおり親会社等又はその企業グループより、兼任取締役4名及び兼任監査役1名を受け入れております。

(役員・監査役の兼務状況)

| 役職 | 氏名 | 親会社等又はその企業グループでの主な役職 | 就任理由 |
|-------|--------|---------------------------------------|---|
| 社外取締役 | 石橋 保彦 | 株式会社平和 相談役 | 企業経営者としての豊富な経験及び幅広い見識等を有しており、社外取締役として当社の経営判断・意思決定の過程で、その知識と経験に基づいた助言・提言をいただくと判断したため |
| 社外取締役 | 嶺井 勝也 | 株式会社平和 代表取締役社長 | 同上 |
| 社外取締役 | 兼次 民喜 | 株式会社オリンピア 代表取締役社長 株式会社平和 取締役 | 同上 |
| 社外取締役 | 諸見里 敏啓 | 株式会社平和 代表取締役副社長 | 同上 |
| 社外監査役 | 吉村 貞彦 | 株式会社石原ホールディングス 監査役 | 公認会計士として、財務及び会計に関する専門的知見を有しており、監査役としての職務を適切に遂行いただくと判断したため |

(出向者の受入れ状況)

| 部署名 | 人数 | 出向元の親会社等又はそのグループ企業名 | 出向者受入れ理由 |
|---------------|----|---------------------|---------------|
| 業務管理本部 | 1名 | 株式会社平和 | 業務管理機能強化のため |
| 運営本部 運営企画部 | 1名 | 株式会社平和 | 運営企画機能強化のため |
| 管理本部 IT部 | 2名 | 株式会社平和 | ITインフラ機能強化のため |

- (2) 親会社等の企業グループに属することによる事業上の制約、リスク及びメリット、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的・資本的関係などの面から受ける経営・事業活動への影響等

当社は、親会社等の企業グループと一定の協力関係を有しておりますが、当社が事業活動を行うにあたり親会社等の承認等を要する制約はなく、親会社等の企業グループとの関係において、当社の経営・事業活動に大きな影響を及ぼす可能性はないものと認識しております。

- (3) 親会社等からの一定の独立性の確保の状況

当社はゴルフ事業を主たる事業としており、親会社等の企業グループの中核事業である遊技機事業と明確な事業の棲み分けができております。また、当社と親会社等との間においては、当社の独立性を阻害する重要な取引契約等は存在せず、事業活動を行う上での制約はないことから、一定の独立性が確保されていると認識しております。

3. 親会社等との取引に関する事項

平成25年12月期においては、当社が親会社である株式会社平和より100億円の借入を行い、同期中に全額返済いたしました。

4. 親会社等との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社の事業展開における最終的な意思決定は取締役会が行っており、それぞれの取締役は当社及びすべての株主の利益を考慮し、決定を行うことにより、独立性が確保されていると認識しております。

また、当社は、親会社等との取引等につきましては、一般の取引条件と同様の適正な条件で決定していることから、親会社等との取引等を行う際における少数株主の権利は保護されているものと考えております。

以上